

B

令和 5年 2月15日提出
第 1 回市議会定例会

議案の参考資料

浜 松 市

- 第 1 号議案 令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 2 号議案 令和 4 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 号議案 令和 4 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 号議案 令和 4 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 号議案 令和 4 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 号議案 令和 4 年度浜松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 号議案 令和 4 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 8 号議案 令和 4 年度浜松市育英事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 号議案 令和 4 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 10 号議案 令和 4 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 11 号議案 令和 4 年度浜松市公債管理特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 12 号議案 令和 4 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 13 号議案 令和 4 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 14 号議案 令和 4 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 号議案から第 14 号議案までの補正予算説明は、別冊を参照願います。

- 第 15 号議案 浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例の廃止について

この条例は、浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金を廃止するものであります。

- 第 16 号議案 浜松市国民健康保険条例の一部改正について

この条例は、特例対象被保険者等に係る届出の際に提示する書類として、雇用保険受給資格通知を追加するものであります。

- 第 17 号議案 浜松市母子保健センター条例の廃止について

この条例は、浜松市母子保健センターを廃止するものであります。

- 第 18 号議案 あらたに生じた土地の確認について

昭和 47 年に県道拡張工事に伴う自治会集会所の移転先として、北区細江町気賀の浜名湖岸の当該地を公民館対策委員会が埋立て、造成し、陸地化したことにより北区内にあらたに生じた土地について、地方自治法第 9 条の 5

第1項の規定に基づき確認するため、提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第 19 号議案 字の区域の変更について

昭和47年に県道拡張工事に伴う自治会集会所の移転先として、北区細江町気賀の浜名湖岸の当該地を公民館対策委員会が埋立て、造成し、陸地化したことにより北区内にあらたに土地が生じたことに伴う、字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議決を求めるため、提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

第 20 号議案 工事請負契約締結について
(浜松市立佐鳴台保育園移転新築工事 (建築工事))

浜松市立佐鳴台保育園移転新築工事 (建築工事) の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抄
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格3億円以上の工事又は製造の請負とする。

第 21 号議案 工事請負契約の一部変更について
(国道152号(池島一大原)(仮称)10号橋上部工工事)

国道152号(池島一大原)(仮称)10号橋上部工工事の工事請負契約の変更契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

第 22 号議案 工事請負契約の一部変更について
(浜松市立可美小学校校舎改築第2期工事 (建築工事))

浜松市立可美小学校校舎改築第2期工事 (建築工事) の工事請負契約の変更契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

第 23 号議案 工事請負契約の一部変更について
(浜松市立西部中学校校舎改築工事 (建築工事))

浜松市立西部中学校校舎改築工事（建築工事）の工事請負契約の変更契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

第 24 号議案 平成30年度水産物供給基盤機能保全事業村櫛漁港前田第1物揚場詳細設計業務における瑕疵による損害に関する和解について

平成30年度水産物供給基盤機能保全事業村櫛漁港前田第1物揚場詳細設計業務における瑕疵による損害に関して、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、和解について提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) (略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

第 25 号議案 市道路線認定について

名塚27号線ほか6路線を市道路線に認定しようとするものであります。

第 26 号議案 市道路線廃止について

浜北中瀬南96号線ほか1路線の市道路線を廃止しようとするものであります。

第 27 号議案 市道路線変更について

三ヶ日深田北線ほか4路線の市道路線を変更しようとするものであります。

※ 道路法抄

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線

の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

第 28 号議案 浜松市事務分掌条例の一部改正について

この条例は、区制度に関する事項を企画調整部に分掌させる経過措置を廃止するものであります。

第 29 号議案 浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正について

この条例は、行政区再編に伴い、行政区の名称及び区域を改めるとともに、区協議会に新たに代表会及び地域分科会を設置するほか、所要の整備を行うものであります。

第 30 号議案 浜松市協働センター条例の一部改正について

この条例は、行政区再編に伴い、行政センターを新たに設置するとともに、協働センターの施設名を改称するほか、所要の整備を行うものであります。

第 31 号議案 浜松市福祉事務所設置条例の一部改正について

この条例は、行政区再編に伴い、福祉事務所の名称を改めるほか、所要の整備を行うものであります。

第 32 号議案 浜松市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

この条例は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正に伴い、消防本部及び消防署の位置の表記を改めるほか、管轄区域の見直しを図るものであります。

第 33 号議案 浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

この条例は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものであります。

報 第 1 号 専決処分の報告

道路瑕疵7件（専第38号、専第39号、専第40号、専第41号、専第42号、専第1号、専第2号）、人身事故1件（専第43号）、交通事故3件（専第44号、専第3号、専第4号）、物損事故1件（専第45号）、損害賠償請求事件2件（専第46号、専第5号）にかかる和解及び損害賠償の額に

ついて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

※ 市長の専決処分事項の指定について抄

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1 1件300万円以下における和解及び法律上市の義務に属する損害賠償額の決定（交通事故による人身の事故の場合を除く）に関すること。

監報第 1 号 定期監査等の結果に関する報告について

監報第 2 号 例月出納検査の結果に関する報告について

第 34 号議案 令和5年度浜松市一般会計予算

第 35 号議案 令和5年度浜松市国民健康保険事業特別会計予算

第 36 号議案 令和5年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

第 37 号議案 令和5年度浜松市介護保険事業特別会計予算

第 38 号議案 令和5年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計予算

第 39 号議案 令和5年度浜松市と畜場・市場事業特別会計予算

第 40 号議案 令和5年度浜松市農業集落排水事業特別会計予算

第 41 号議案 令和5年度浜松市中央卸売市場事業特別会計予算

第 42 号議案 令和5年度浜松市育英事業特別会計予算

第 43 号議案 令和5年度浜松市学童等災害共済事業特別会計予算

第 44 号議案 令和5年度浜松市小型自動車競走事業特別会計予算

第 45 号議案 令和5年度浜松市駐車場事業特別会計予算

第 46 号議案 令和5年度浜松市公債管理特別会計予算

第 47 号議案 令和5年度浜松市病院事業会計予算

第 48 号議案 令和 5 年度浜松市水道事業会計予算

第 49 号議案 令和 5 年度浜松市下水道事業会計予算

第 34 号議案から第 49 号議案までの予算説明は、別冊を参照願います。

第 50 号議案 浜松市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

この条例は、浜松市予防接種健康被害調査委員会を常設とするため委員の任期に係る規定を設けるものであります。

第 51 号議案 浜松市職員定数条例の一部改正について

この条例は、業務の見直し等に伴い、令和 5 年度における一般職の職員定数を変更するものであります。

第 52 号議案 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

この条例は、航空隊員が回転翼航空機に搭乗して行った業務に対し、消防勤務手当を支給できるようにするほか、所要の整備を行うものであります。

第 53 号議案 浜松市税条例の一部改正について

この条例は、商品車に対する軽自動車税種別割の課税免除に係る規定を追加するものであります。

第 54 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について

この条例は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、新たに追加された建築物のエネルギー消費性能の簡易な評価方法に係る手数料を定めるものであります。

第 55 号議案 浜松子ども館条例の一部改正について

この条例は、子ども館分室を廃止するものであります。

第 56 号議案 浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例の一部改正について

この条例は、都市計画法及び都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域に係る開発行為の許可基準を改めるほか、所要の整備を行うものであります。

第 57 号議案 浜松市営住宅条例の一部改正について

この条例は、公営住宅等の入居者の資格のうち、同居親族を不要とする要件に犯罪被害者等に関する規定を追加するとともに、配偶者からの暴力を受けた者について新たに要件を追加するものであります。

第 58 号議案 浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

この条例は、水道事業における給水人口及び給水量の増加を行うものであります。

第 59 号議案 浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

この条例は、農業集落排水事業を下水道事業に位置付けることに伴い、関係条例の規定の整備を行うものであります。

第 60 号議案 浜松市博物館条例等の一部改正について

この条例は、博物館法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うほか、所要の整備を行うものであります。

第 61 号議案 浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行について必要な事項を定めるものであります。

第 62 号議案 浜松市放課後児童健全育成事業手数料徴収条例の制定について

この条例は、市が実施する児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に係る手数料の徴収について必要な事項を定めるものであります。

第 63 号議案 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき、静岡地方税滞納整理機構の規約を変更することについて、同法第291条の11の規定に基づき議決を求めるため、提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

3 広域連合は、次条第1項第6号又は第9号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第1項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

第291条の4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 広域連合の事務所の位置

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 64 号議案 包括外部監査契約締結について

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- (1) 都道府県
- (2) 政令で定める市

